

総社市人材育成山本あすなろ基金条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 1 日

総社市長 片 岡 聡 一

総社市条例第 1 3 号

総社市人材育成山本あすなろ基金条例

(設置)

第 1 条 山本啓典氏及び山本紀久子氏からの寄附金を原資とし、本市が行う未来を担う人材の育成のための事業に必要な経費に充てるため、総社市人材育成山本あすなろ基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第 2 条 基金として積み立てる金額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第 5 条 基金は、第 1 条に規定する事業の経費の財源に充てる場合に限り、予算で定めた範囲内で処分することができる。

(その他)

第 6 条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。